



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）	1
道路の区域の変更（道路管理課）	2
自動車専用道路の指定（道路管理課）	2
建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（南部土木事務所）	2

公 告

大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）	3
大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（警察本部鑑識課）	5

教育委員会事項

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	5
沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令	5

告 示

沖縄県告示第370号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和4年11月15日（火曜日）午前10時から午後4時まで 令和4年11月16日（水曜日）午前10時から午後4時まで 令和4年11月17日（木曜日）午前10時から午後4時まで 令和4年11月18日（金曜日）午前10時から午後4時まで	沖縄県宮古合同庁舎八重干瀬ホール
多良間村	令和4年11月9日（水曜日）午後1時から午後4時まで	多良間村役場

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
宮古島市	令和4年11月24日（木曜日）から令和5年1月27日（金曜日）まで	特定計量器の取り付けがある土地又は建物その他工作物の所在の場所
多良間村	令和4年11月24日（木曜日）から令和5年1月27日（金曜日）まで	

沖縄県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年10月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 沖縄嘉手納線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	沖縄市字白川竹下原545から 沖縄市字白川竹下原546まで	38.6m ~ 41.4m	36.3m
新	沖縄市字白川竹下原545から 沖縄市字白川竹下原546まで	38.6m ~ 216.2m	36.3m
	沖縄市字白川竹下原545から 沖縄市松本七丁目1191番18まで	9.5m ~ 187.0m	994.1m

沖縄県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、令和4年10月7日から同月20日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 沖縄嘉手納線
- 2 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
沖縄市松本七丁目1289番2から 沖縄市松本七丁目1191番18まで	9.5m ~ 174.1m	956.7m

- 3 指定の期日 令和4年10月7日

沖縄県告示第373号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年8月22日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越中川田原982番4、982番5、982番18及び982番22
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 51.04メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

沖縄県告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和4年9月5日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字前川屋線原624番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 35.00メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年10月7日から令和5年2月7日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 届出年月日 令和4年8月19日
- 2 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ニトリ石垣店 石垣市字大浜南大浜421番1
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ニトリ 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 代表取締役 似鳥昭雄
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年4月20日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,560平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 45台
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 14台
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 57平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 28立方メートル
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後9時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び石垣市農林水産商工部商工振興課において縦覧に供する。）
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年10月7日から令和5年2月7日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 あわせモール2期 沖縄市古謝二丁目17番3号ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 代表取締役 高江洲篤
- 3 届出年月日 令和4年8月10日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり

（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）

- 5 変更の年月日 令和4年8月11日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和4年10月7日から令和5年2月7日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 あわせモール2期 沖縄市古謝二丁目17番3号ほか3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社UCHI 沖縄市泡瀬二丁目18番11号5F 代表取締役 高江洲篤
- 3 届出年月日 令和4年8月10日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 荷さばき施設の位置
変更前 次の図のとおり
変更後 次の図のとおり
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 出入口の数 入口3か所、出口2か所、出入口の位置 次の図のとおり
変更後 出入口の数 入口3か所、出口3か所、出入口の位置 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び沖縄市経済文化部商工振興課において縦覧に供する。）

- 5 変更する年月日 令和5年2月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限

- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和4年10月7日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察指掌紋情報管理システムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和4年8月16日
- 4 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 支店長 齋藤義弘 福岡県福岡市中央区天神一丁目10番20号
- 5 落札金額 250,074,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和4年7月1日

教育委員会事項

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年10月7日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会規則第11号

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（沖縄県立高等学校管理規則の一部改正）

第1条 沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第75条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

（沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正）

第2条 沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第71条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

（教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止）

第3条 教育職員免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年沖縄県教育委員会規則第4号）は、廃止する。

（沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則の一部改正）

第4条 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第12号中「及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等」を「、取上げ処分の決定等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年10月7日

沖縄県教育委員会
教育長 半 嶺 満

沖縄県教育庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第22号を削る。

附 則

この訓令は、令和4年10月7日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--